

一体的サービス提供加算

意義	運動器機能向上サービスに加え、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。	※ 加算を算定する事業所は利用者がどのような内容の介護サービスを受けているか等、利用者本人・家族等・ケアマネージャー・実施事業所との情報交換に努める必要がある。
算定要件	以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定できる。	
	① 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。	
	② 利用者が第1号通所事業通所介護の提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。	
	③ 栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定していないこと。	
支援計画書記載について	アセスメントに一体的サービス提供加算が必要な内容を記載する（一体的サービス提供加算とだけ記載してあるものは不可） 一体的サービス提供加算を算定することにより自立支援を目指せる内容となっていること。 定期訪問時のモニタリングや事業所・医療機関との情報交換に努めて評価を行う必要がある。	介護支援計画書内に記載された内容で通所計画書を作成してください。

※ 担当介護支援員さんは介護支援計画書内にアセスメント（加算が必要な状況）・課題（加算が必要な課題）・支援ポイント（加算をつけることにより改善するポイント）を記載してください。一体的サービス提供加算とのみ記載された支援計画書では算定はできません。

※ 加算に必要な計画書を作成し、当該利用者の同意を得て、当該利用者と居宅介護事業所に計画書を配布してください。（居宅介護計画書と通所計画書・加算に関する計画書のすべてがそろっていない場合は算定はできません。）